2024年度 岡山大学大学院法務研究科 法学既修者入試B日程 試験問題

民事法系 (民法、民事訴訟法、商法)

<解答上の注意>

- 1. この問題冊子は、表紙を含め4枚である。
- 2. 問題には、問題 1 (民法)、問題 2 (民事訴訟法)、問題 3 (商法)がある。配点は、問題 1 が 80 点、問題 2 が 35 点、問題 3 が 35 点である。
- 3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配付されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
- 4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
- 5. 試験終了後、問題冊子及び下書用紙は持ち帰ること。
- 6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
- 7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
- 8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
- 9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題1】解答の冒頭に「問題1」と記入すること。

以下の[事実] 1から4を前提として、下記の[設問]に解答しなさい。 なお、借地借家法には言及しなくてよいものとする。

[事実]

- 1. A は、岡山市内に複数の不動産を所有する資産家で、特に建物は手放すのではなく、賃料収入を得るために運用していた。
- 2. 2022 年 11 月 1 日、A は B との間で、自己所有の甲建物(2 階建て)を居住目的で賃貸する契約を締結した。その内容は、期間を 2022 年 11 月 1 日から 5 年間、賃料月額 12 万円、敷金 80 万円として合意された。賃料は、契約時に敷金と併せて最初の 2 か月分を支払い、以降は前月末日に翌月分を B が A の口座へ振り込む形で支払うこととされた。

Bはこれに従って、合計 104 万円を Aに支払って、甲建物に居住を開始した。

- 3. **B**は、自身が居住するためには甲建物の1階部分(以下「甲①」という。)で足りることから、2階部分(以下「甲②」という。)を転貸したいと考えた。そこで、Aから了解を得て、甲②をCへ転貸することとした。Cは、Bに月額5万円を支払うこととし(前月末日に翌月分をCが Bの口座へ振り込む形で支払う)、これを受けてCは 2023 年 1 月 15 日から甲②に居住を開始した。
- 4. **B**は、2023年9月分(2023年8月31日が支払期日)から賃料を支払わなくなった。**A**の再三に渡る催促にも応じることなく、以降の賃料も支払わぬまま現在2023年11月18日に至っている。

[設問] 配点:(1)30点、(2)25点、(3)25点 以下、それぞれ独立した設問として解答しなさい。

- (1) Aは3か月分の賃料不払いを理由に、Bに対して甲①の明渡しを請求できるかについて、根拠を示して論じなさい。
- (2) 上記(1)の明渡請求が認められる場合に、A は、C に対して甲②の明渡し を請求できるかについて、根拠を示して論じなさい。
- (3) 上記 (2) の請求を A が C に対してしたものの、C が甲②に居住し続けているときに、B は C に対して転貸料を請求できるか検討しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】[事実] を読んで、[問1] および [問2] に解答しなさい。

解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

[事実]

Xは、Yを被告として、ある土地(以下、「甲地」という)が自己(X)の所有に属する 旨の確認を求める訴え(以下、「本訴」という)を管轄裁判所に提起した。

本訴について訴訟要件が備わっていることを前提として、以下の[問1] [問2] に解答しなさい。なお、各問は独立した問題として検討しなさい。

[問1] (配点25点)

本訴でXの請求を認容する旨の判決(以下、「本訴判決」という)がなされ、本訴判決は確定した。その後、Yが、甲地が自己(Y)の所有に属する旨の確認を求める訴え(以下、「後訴」という)を提起した。

本訴判決に生ずる既判力の内容と後訴の訴訟物を明らかにしたうえで、後訴がどのように 処理されるかを論拠を挙げて説明しなさい。なお、本訴の口頭弁論終結日以降、XY間にお いて甲地に係る実体関係の変動がないものとする。

[問2] (配点10点)

本訴の係属中、Xは、甲地を不法に占有するYを被告として、甲地の明け渡しを求める訴えを提起しようと考えている。Xは、どのような訴訟法上の方策をとることができるか。論拠を挙げて説明しなさい。

《問題2 以上》

《次頁に続く》

【問題3】 以下の〔事実〕を読んで各問に答えなさい。

解答は、【問題1】【問題2】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

[事実]

Y株式会社には、 $A \cdot B \cdot C$ の 3 名の取締役が存在し、A は代表取締役として業務全般を取り仕切っていた。 Y 社の従業員 D は、取締役ではないにもかかわらず、「取締役副社長」との肩書を名刺に印刷し、A とともに取引先に出向く際には、「副社長の D です。」と自己紹介するのが通例であり、A は D がこの肩書を普段から対外的に使用することを黙認していた。

D は 2023 年 11 月 18 日、金融業を営む Z 株式会社を訪れ、上記の名刺を差し出し、「副社長の D です。」と自己紹介した上で、「緊急事態のため運転資金が不足したので、500 万円の融資をお願いしたい。2 ヶ月後には返済する」旨申し向けた。Z 社は、Y 社の業績が好調であり、返済までの期間が比較的短く、新たな取引先として Y 社を獲得したいとの考えから、融資先の登記簿閲覧等いずれの調査も行わずに、同日、D に 500 万円を交付した。本件融資に係る契約書において、D は、「Y 社代表取締役副社長 D」名義で記名捺印を行った。同日、D は 500 万円を着服して行方不明となった。

「問1] (配点20点)

返済期日が到来し、Z社はY社に500万円の返済を求めた。Y社は本件融資の効力を否定して返済を拒絶することができるか。

「問2] (配点15点)

Y社の株主Xは、適法に株主代表訴訟を提起して、本件融資に係る代表取締役Aの責任を追及した。Xの請求は認められるか。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

【出題趣旨】

【問題1】民法

承諾転貸において賃借人が賃料不払をした場合における、原賃貸人と賃借人、転貸人と転借人、原賃貸人と転借人の間の法律関係について問う問題である。

【問題2】民事訴訟法

既判力の内容および作用の仕方と訴えの変更および二重起訴の禁止に関する理解 を問う問題である。

【問題3】商法

[問1]表見代表取締役(会社法354条)に関する理解をみる。

[問2] 取締役の任務懈怠責任(会社法423条1項)に関する理解をみる。